

第 12 次 糸魚川市交通安全計画

（令和8年度～令和12年度）

糸魚川市交通安全対策会議

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の基本理念	1
2 計画の性格・期間等	1
第2章 交通事故等の現状	2
第1節 道路交通事故の推移と現状	2
1 道路交通事故の推移	2
2 道路交通事故の現状	3
第2節 鉄道・踏切事故の現状	8
1 鉄道事故の現状	8
2 踏切事故の現状	9
第3章 第12次交通安全計画における課題と目標	10
第1節 重点課題と施策の展開	10
1 重点課題	10
2 その他の分野別課題	12
3 計画の数値目標の設定	13
第4章 講じようとする重点施策	14
第1節 高齢者の交通事故防止	15
1 道路・交通安全施設等の整備	15
2 事故防止対策の推進	15
3 教育・啓発の推進	16
第2節 歩行者の安全確保	17
1 歩行者の安全で快適な通行のための環境の整備・改良	17
2 教育・啓発の推進	17
第3節 自転車の安全対策の推進	18
1 自転車の安全で快適な通行のための環境の整備・改良	18
2 教育・啓発の推進	18
第4節 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	19
1 着用意識の普及啓発	19

第5節 危険運転の根絶	20
1 危険運転根絶に向けた規範意識の確立	20
第5章 講じようとする分野別施策	22
第1節 道路交通環境の整備	24
1 道路等の整備	24
2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進	24
3 道路占用の適正化	25
4 駐車対策の推進	25
5 公共交通機関の利用促進	26
6 事故防止対策の推進	26
第2節 交通安全思想の普及徹底	26
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進	26
2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	27
3 効果的な交通安全教育の推進	27
4 地域社会における交通安全意識の高揚	27
第3節 道路交通秩序の維持	28
1 交通規制の推進	28
2 駐車秩序の維持	29
第4節 救護体制の充実	29
1 病院前救護体制の整備充実	29
2 救急医療体制の確保	30
第5節 交通事故被害者対策の推進	30
1 交通事故相談業務等の活用・支援	30
第6節 踏切道の安全に関する施策	30
1 踏切道の安全と円滑化を図るための措置	30
2 踏切道の除雪の徹底	30
参 考 資 料	31
交通安全対策基本法(抜粋)	32
糸魚川市交通安全条例	33
糸魚川市交通安全条例施行規則	35
糸魚川市交通安全対策会議委員名簿	37

第1章 計画の基本的事項

1 計画の基本理念

我が国は、長期の人口減少過程に入っており、世界で最も高い高齢化率となっています。このような大きな時代変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、国民全ての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要です。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機関を始め、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素です。

今日に至るまで、交通安全の重要性が認識され、様々な対策がとられてきたところですが、今後も高齢化の進行に伴い生じる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが必要不可欠となっています。交通安全対策を効果的に推進するためには、交通情勢の変化に適切に対応し、実効性のある対策を計画的、重点的に実施していく必要があります。

『第12次交通安全計画』は、人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想の普及を図るため、交通の安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる参加・協働型の交通安全活動を推進し、悲惨な交通事故を根絶するために策定するものです。

2 計画の性格・期間等

- (1) この計画は、糸魚川市交通安全対策会議が、国の『第12次交通安全基本計画』や『第12次新潟県交通安全計画』との整合性を図った上で策定するものです。
- (2) この計画は、糸魚川市における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、糸魚川市と関係機関・団体等が実施する施策の大綱を定めたものです。
- (3) この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 交通事故等の現状

第1節 道路交通事故の推移と現状

1 道路交通事故の推移

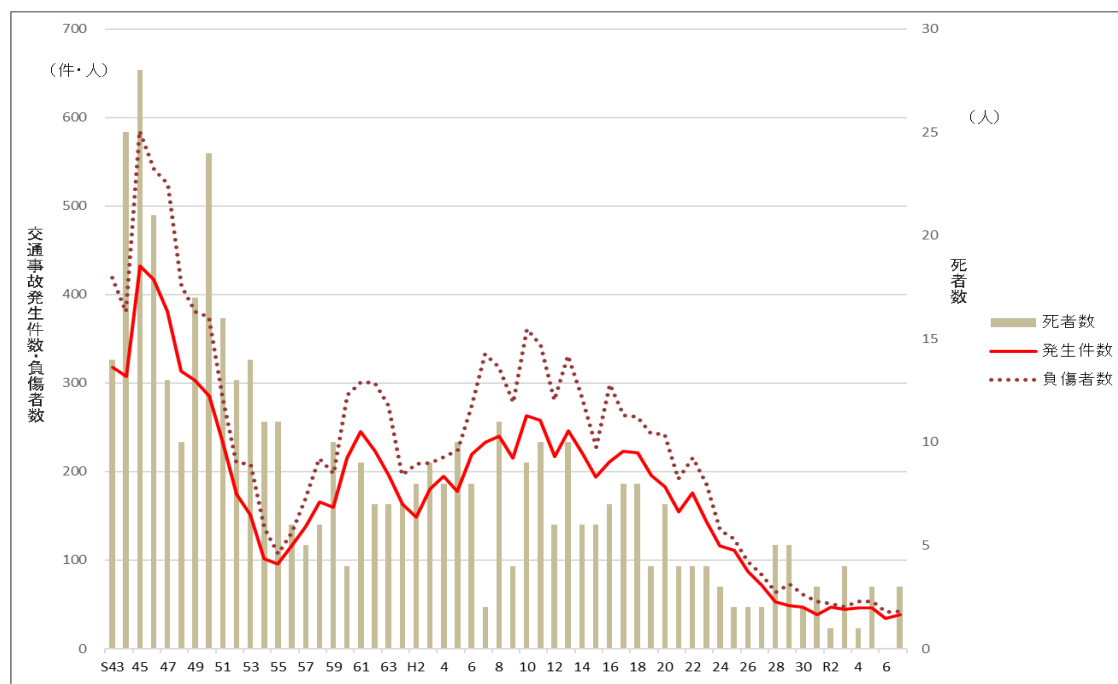
市内の交通事故は、高度経済成長の進展とともに、自動車保有台数が増加したことなどにより、昭和45年には発生件数432件、死者数28人※1、負傷者数585人となり、史上最悪を記録しました。

全国的には、昭和34年から昭和50年まで連続して死者数が1万人を超え、特に昭和45年には死者数が史上最悪を記録するなど、交通事故の極端な増加から「交通戦争」という言葉も生まれました。

こうした深刻な状況から、昭和45年に交通安全対策基本法が制定され、翌昭和46年からは国、県の交通安全基本計画に基づいて「糸魚川市交通安全計画」を策定し、諸対策が講じられてきました。この結果、市内の交通事故は徐々に減少し、昭和55年には発生件数96件、死者数11人、負傷者数107人となり、ピーク時の昭和45年に比較して事故発生件数、死傷者数は2割強にまで減少しました。

県内の交通事故は、発生件数・死者数・負傷者数ともに減少傾向にあり、平成27年中の死者数は、昭和31年の94人以来、59年ぶりに100人を下回りました。本市においては、平成23年以降、発生件数・死傷者数は減少傾向にあります。

市内で発生した交通事故発生件数、死傷者数の推移(各年12月31日現在)



※事故発生件数は、物損事故を除く件数

(資料：新潟県交通年鑑)

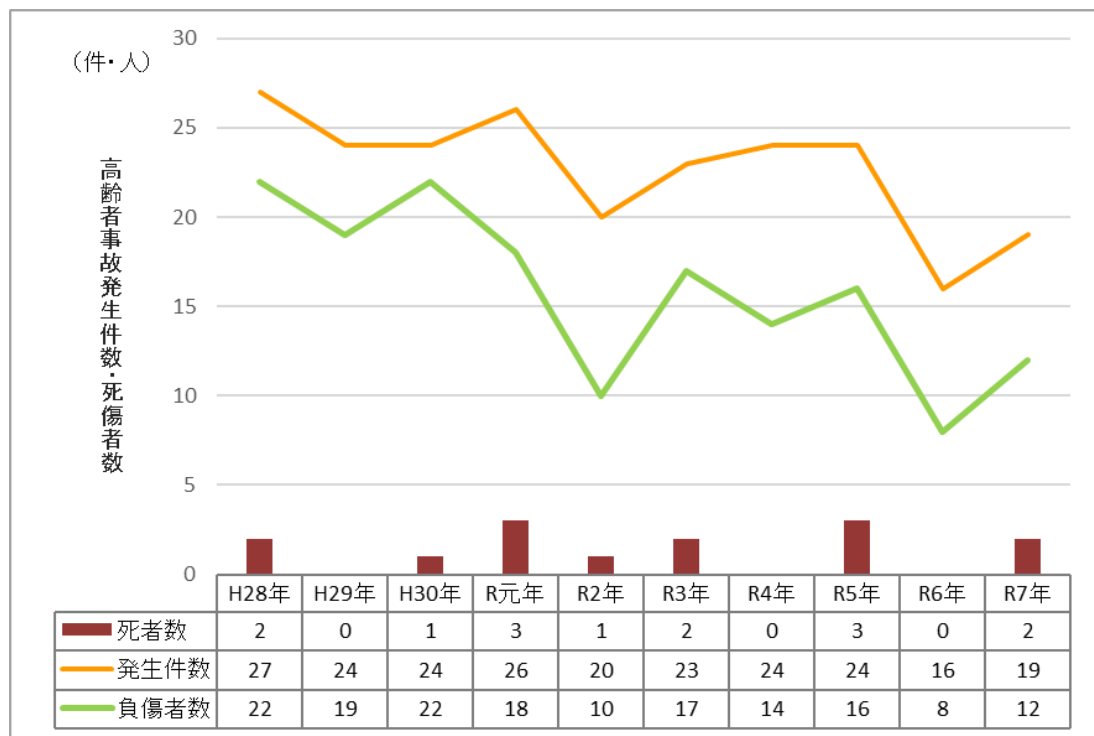
※1 交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した者

2 道路交通事故の現状

(1) 高齢者が関与する交通事故

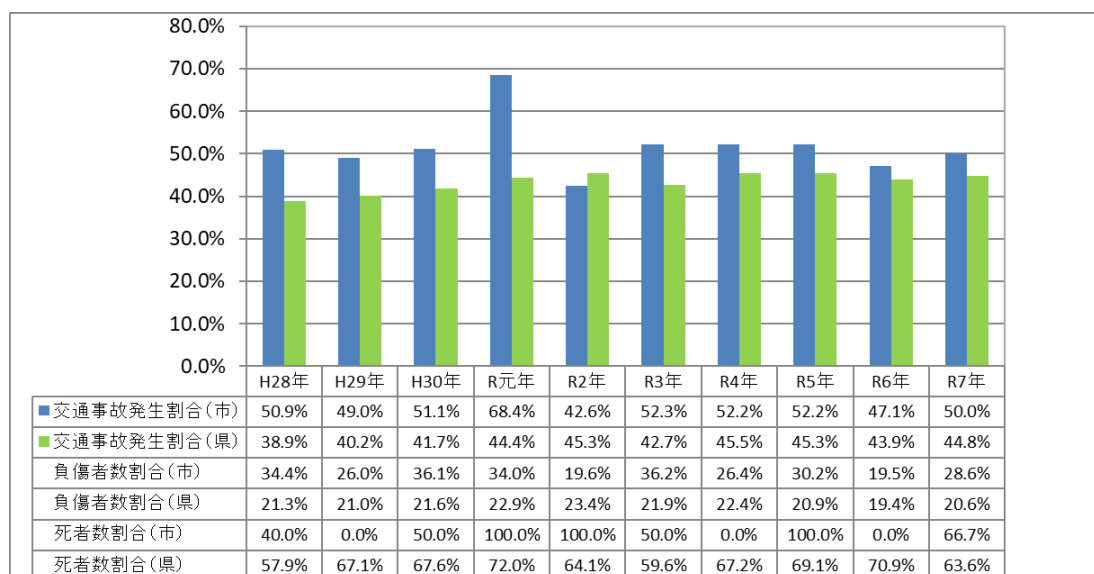
令和7年中の高齢者（65歳以上）が関与する人身事故の発生件数は19件で全事故の50.0%（県44.8%）を占め、死者数は2人（前年比＋2）、負傷者数は12人で全負傷者の28.6%（県20.6%）であり、発生件数・死者数・負傷者数の割合は、県を上回っています。

市内の高齢者の交通事故死者数等の推移（各年12月31日現在）



（資料：新潟県交通年鑑）

市内及び新潟県の全事故に占める高齢者交通事故の割合（各年12月31日現在）



（資料：糸魚川警察署）

(2) 歩行者が関与する事故

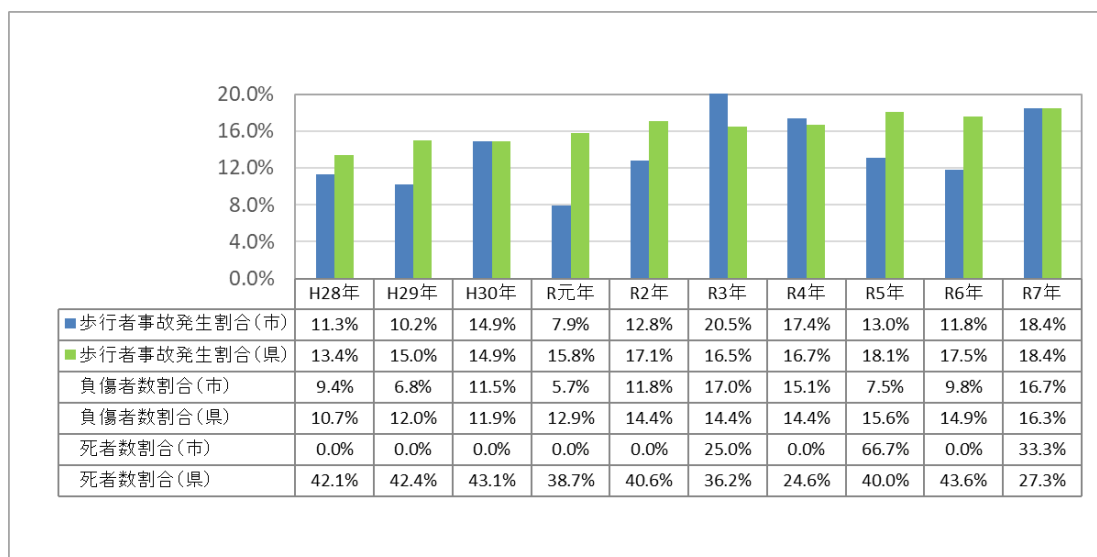
令和7年中の歩行者が関与する事故の発生件数は7件で全事故の18.4%（県18.4%）を占め、死者数は1人（前年比+1）、負傷者数は7人で全負傷者の16.7%（県16.3%）であり、発生率は県と同率であるものの、死者数・負傷者数の割合は、県を上回っています。

市内の歩行者の交通事故死者等の推移（各年12月31日現在）



（資料：新潟県交通年鑑）

市内及び新潟県の全事故に占める歩行者事故の割合（各年12月31日現在）

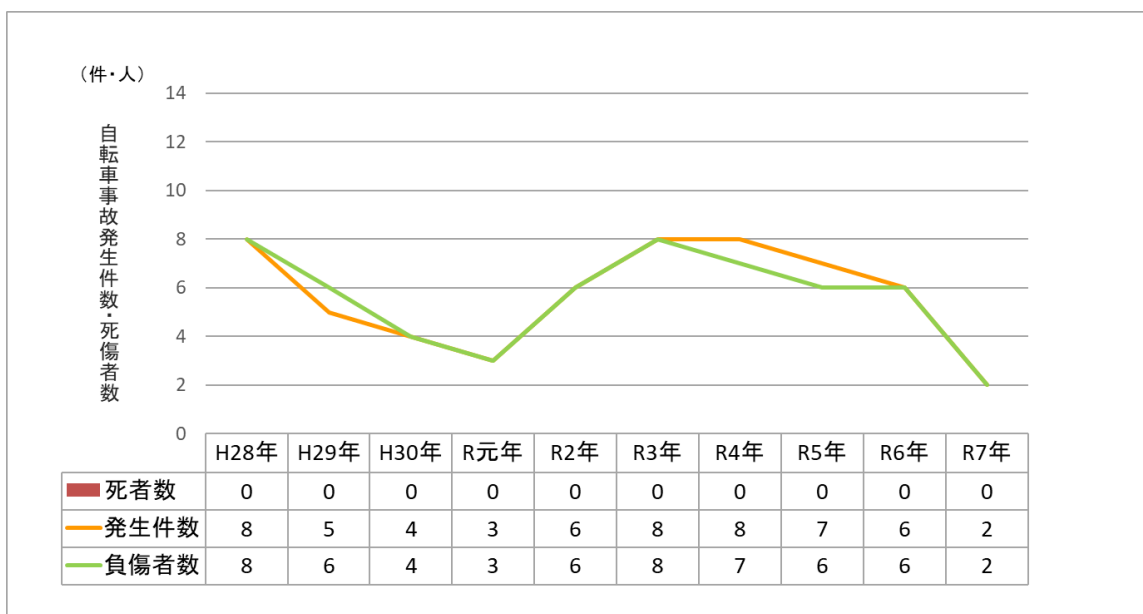


（資料：糸魚川警察署）

(3) 自転車に関与する事故

令和7年中の自転車乗車中の者（同乗者を除く）が関与する事故の発生件数は2件で全事故の5.3%（県10.6%）を占め、死者数は0人、負傷者数は2人で全負傷者の4.8%（県9.1%）であり、発生件数・死者数・負傷者数の割合は、県を下回っています。

市内の自転車事故等の推移（各年12月31日現在）



（資料：新潟県交通年鑑）

市内及び新潟県の全事故に占める自転車事故の割合（各年12月31日現在）



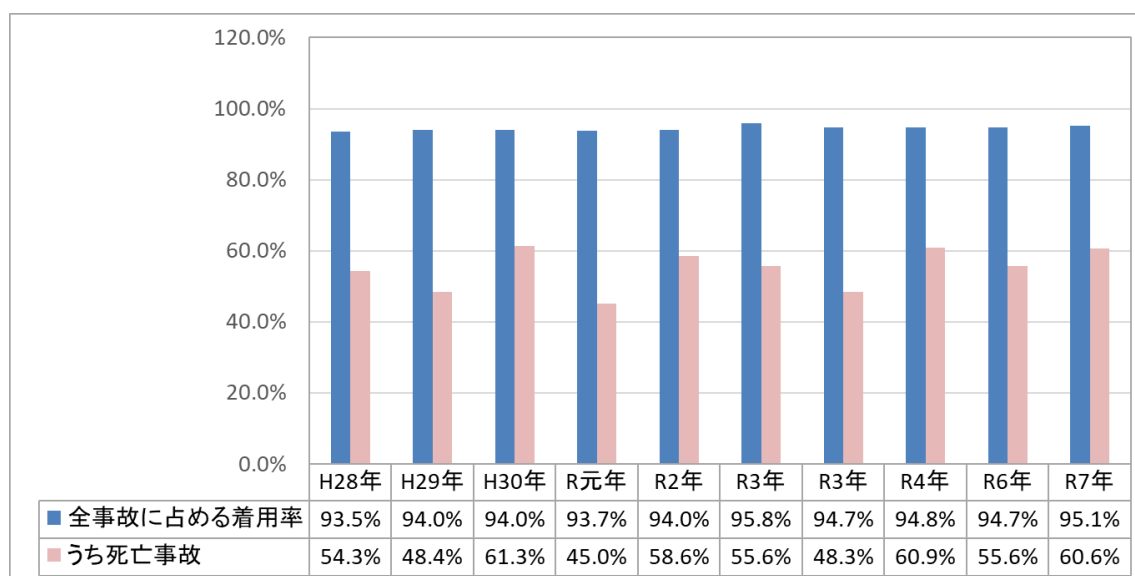
（資料：糸魚川警察署）

(4) シートベルトとチャイルドシートの着用

令和7年の県内の自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用率は60.6%と低く、後部座席におけるシートベルト着用率も64.1%（全国平均45.8%）と依然として低い数値となっています。

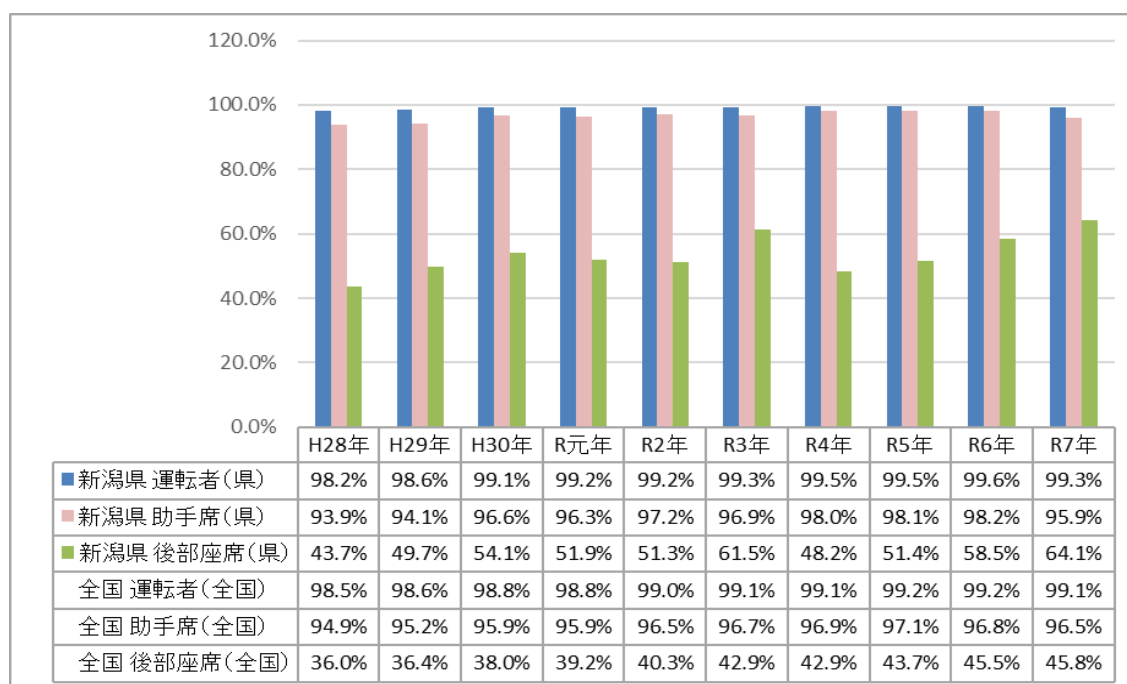
また、令和7年の県内のチャイルドシート使用率（次ページ）は82.5%で全国平均の82.4%と同程度となっています。

新潟県内事故発生時のシートベルト着用率（各年12月31日現在）



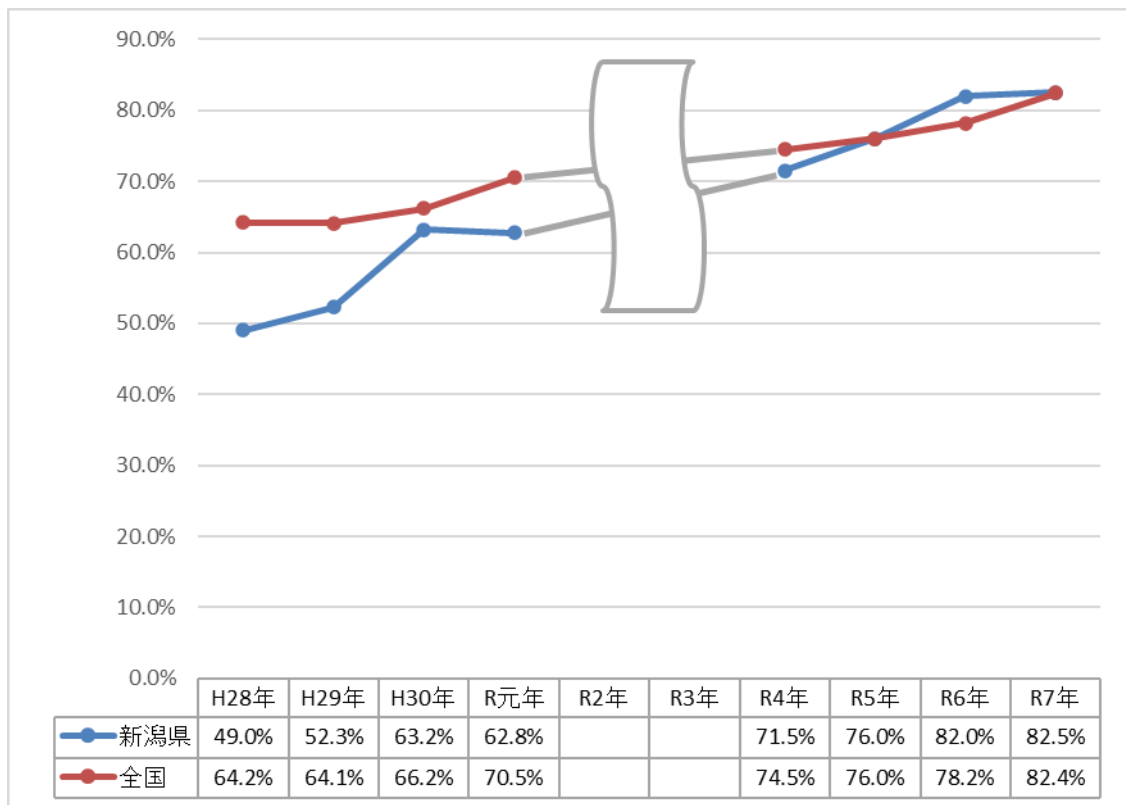
（資料：糸魚川警察署）

一般道におけるシートベルト着用率



（資料：警察庁・JAF合同調査）

チャイルドシート使用率



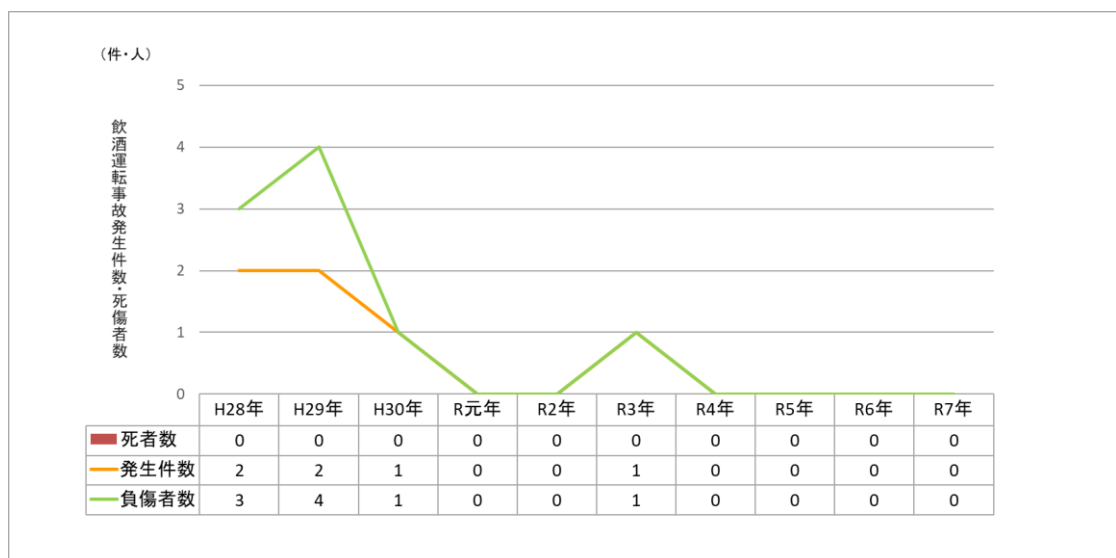
※ R 2、R 3 は新型コロナウイルス感染症の影響で調査中止

(資料：警察庁・JAF 合同調査)

(5) 飲酒運転

令和 7 年中に自転車やバイク、自動車などの車両の運転手が、飲酒運転で第 1 当事者※₂となった事故はありませんでした。

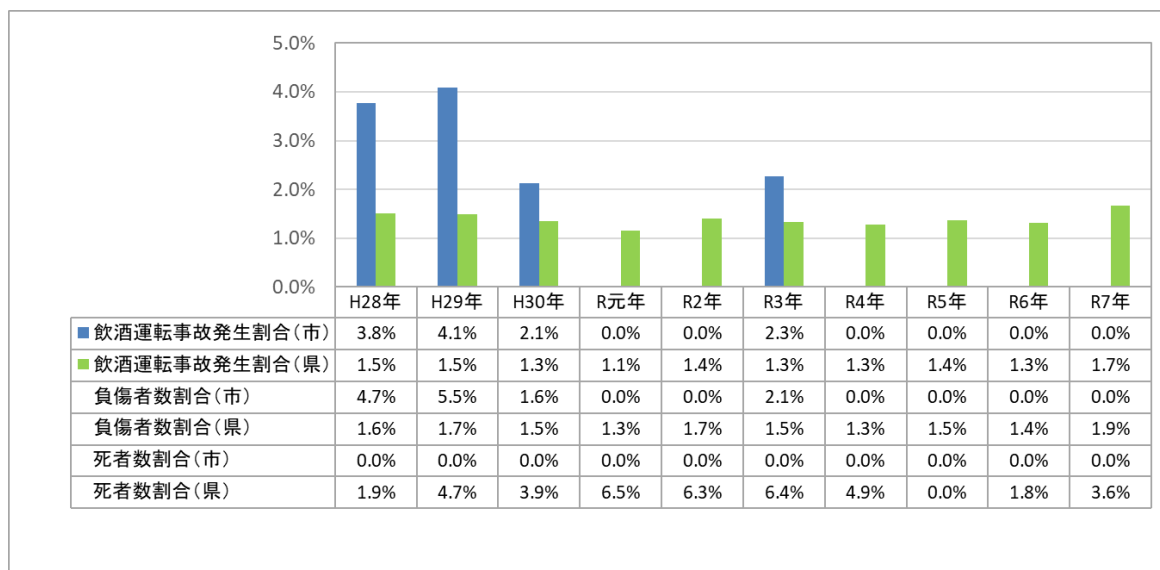
市内の飲酒運転事故等の推移（各年12月31日現在）



(資料：新潟県交通年鑑)

※₂ 最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

市内及び新潟県の全事故に占める飲酒運転事故の割合（各年12月31日現在）



（資料：糸魚川警察署）

第2節 鉄道・踏切事故の現状

1 鉄道事故の現状

本市には、えちごトキめき鉄道日本海ひすいラインとＪＲ大糸線が通っています。平成７年７月11日昼過ぎから12日夜にかけて上越地方を中心に梅雨末期の集中豪雨（総降雨量485[㍉]）により、市内各所で河川の氾濫、崖崩れ、地滑りが発生しました。特に姫川流域では国道148号、ＪＲ大糸線が寸断されるなど、自然災害による施設崩壊被害が発生しています。

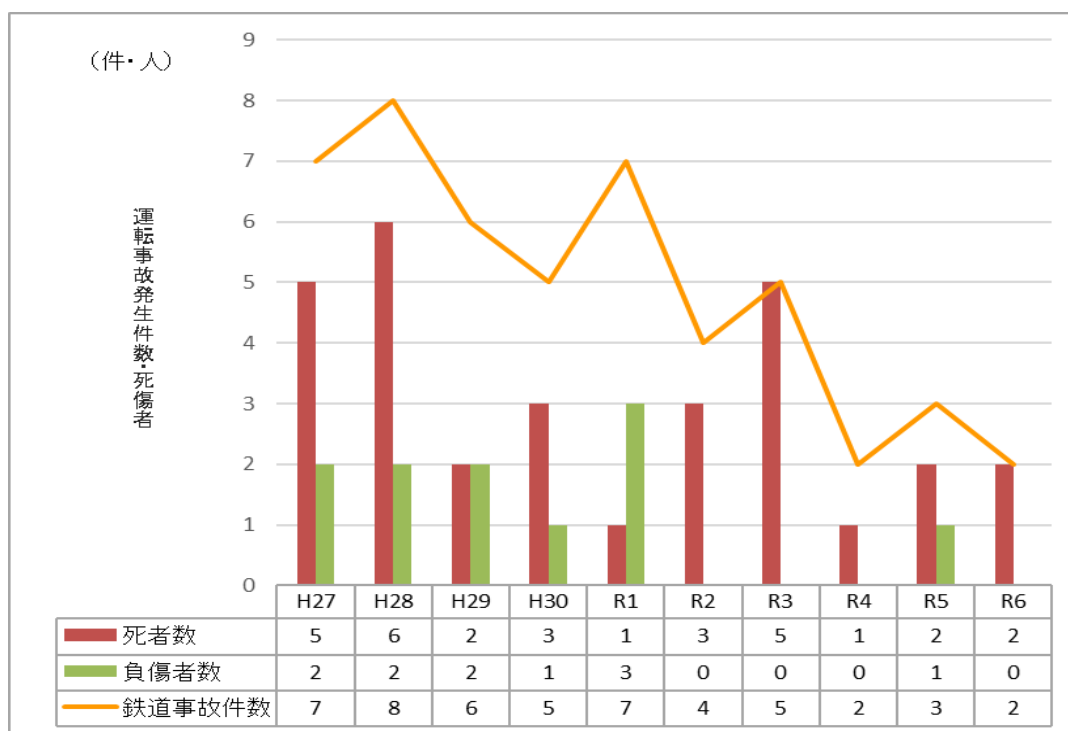
本市における鉄道事故は、平成26年度に１件（死者０名）発生した以降、令和６年度末まで発生はなく、県内においては、長期的には減少傾向にあります。鉄道の事故は、発生すると利用者の利便性に重大な支障をもたらすばかりでなく、人身被害が甚大となることを示す結果となっています。

新潟県内で発生した運転事故の種類別発生状況（各年3月31日現在）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
列車脱線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
列車火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
踏切障害	4	5	2	2	3	2	6	1	0	0	25
人身障害	3	3	4	3	4	2	2	1	3	2	27
物損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	8	6	5	7	4	8	2	3	2	52

（資料：北陸信越運輸局鉄道部）

新潟県内で発生した運転事故の件数と死傷者数の推移（各年3月31日現在）

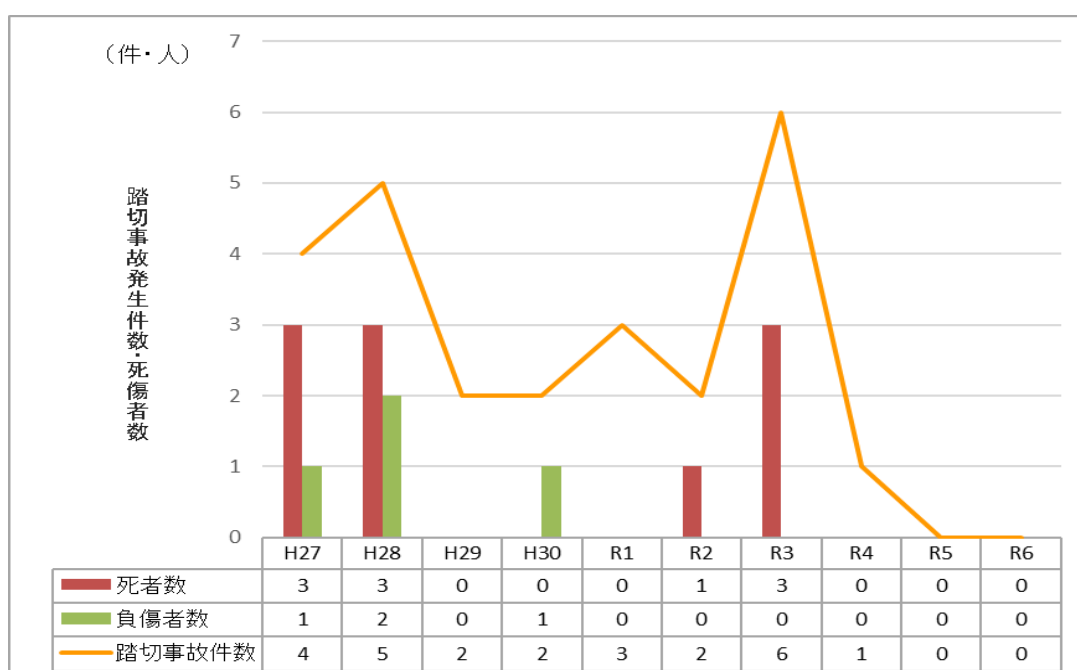


（資料：北陸信越運輸局鉄道部）

2 踏切事故の現状

本市での踏切事故発生件数は、平成27年度から令和6年度まで発生していません。県内においては、長期的には減少傾向にあります。

新潟県内で発生した踏切事故の件数と死傷者数の推移（各年3月31日現在）



（資料：北陸信越運輸局鉄道部）

第3章 第12次交通安全計画における課題と目標

第1節 重点課題と施策の展開

1 重点課題

(1) 高齢者の交通事故防止

本市の全人口に占める65歳以上の割合は、令和7年3月31日現在、41.5%であり、5人に2人が65歳以上となっています。

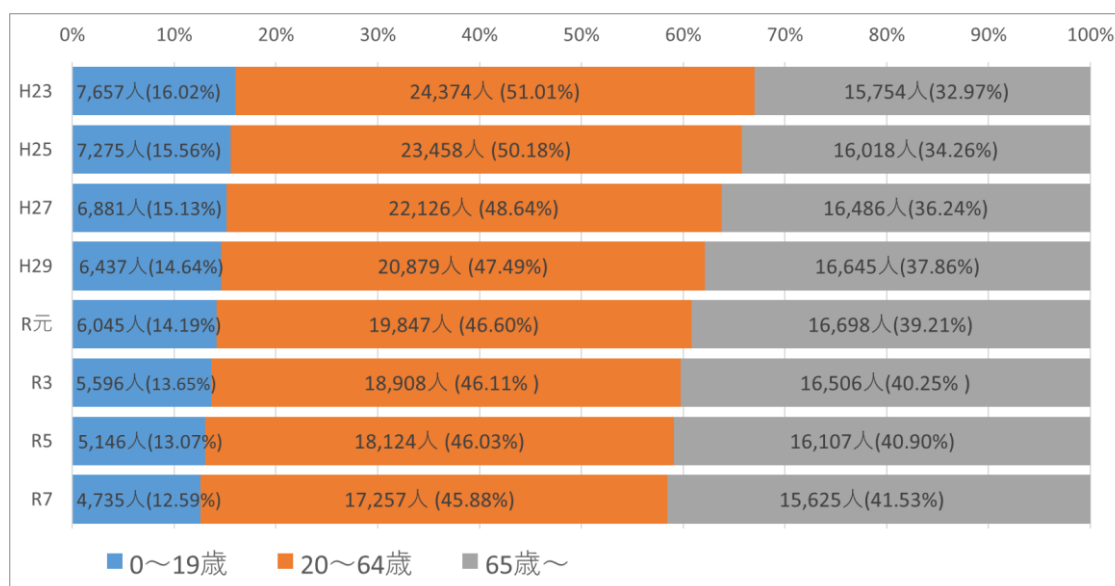
今後も更に高齢化が進むことを踏まえ、高齢者が安全に、かつ安心して外出や移動ができるような交通社会の形成が必要です。特に高齢者は、歩行中や自転車乗車中の事故での致死率が高いことから、これらの点に重点を置き、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進が必要となっています。

高齢者の運転免許保有率は、令和6年を頂点に減少に転じましたが、高齢運転者による交通死亡事故の割合は依然として高い状況にあります。

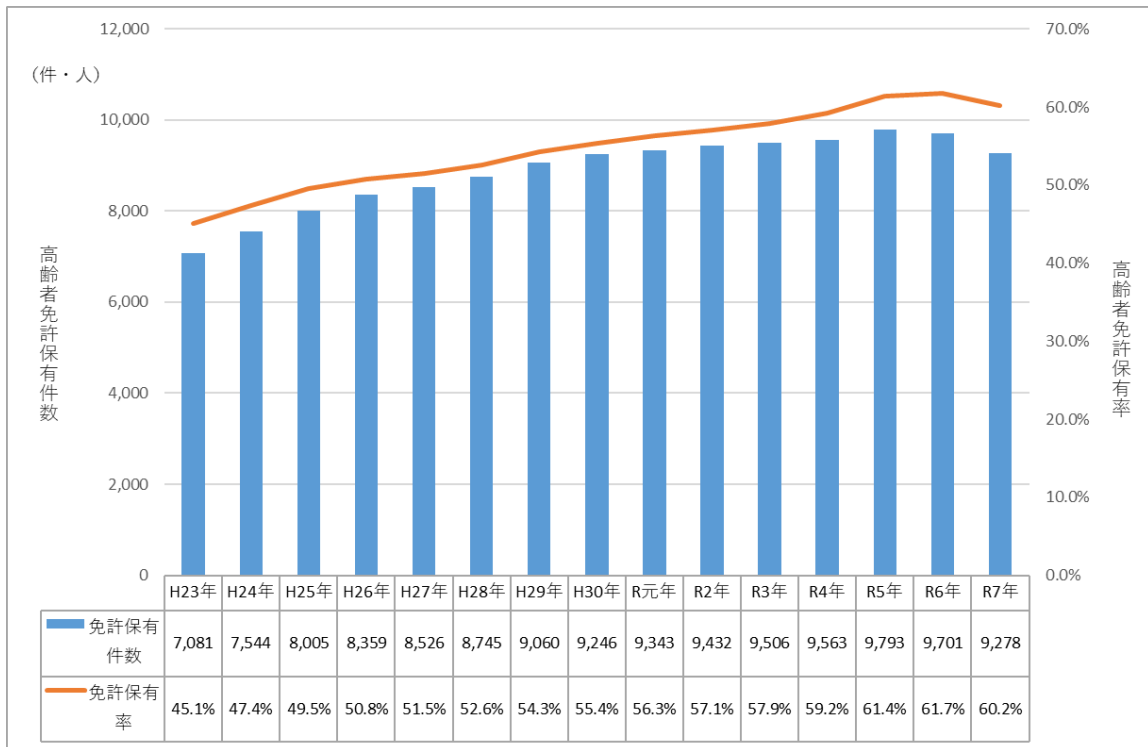
令和2年6月の道路交通法一部改正により、75歳以上の高齢運転者対策が強化されました。また、令和4年からは、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者に移行し始めているため、高齢者が事故を起こさないように、道路標識の高輝度化や運転機能の低下を自覚でき、低下を補う体験型の交通安全教育を推進していくなど、高齢者の安全確保対策は一層重要となります。

さらに、高齢者が交通社会に参加することを可能にするために、バリアフリー化された道路交通環境の整備を図ることも重要です。

年齢層別人口及び割合の推移



市内の高齢者運転免許保有件数と高齢者免許保有率（各年12月31日現在）



（資料：糸魚川警察署）

（2）歩行者の安全確保

歩行中の事故は減少傾向にありますが、横断歩道において自動車が一時停止をしない等、歩行者優先の徹底はいまだ成されていない状況にあります。また、歩行者側の違反によるものも多い状況です。

高齢者や子どもに多く発生している歩行中の交通事故の根絶に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通ルールへの遵守、交通マナーの向上及び事故を未然に防ぐ交通行動など、交通安全意識の高揚を図ることも重要です。

（3）自転車の安全対策の推進

自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となってしまう、自転車利用者が当事者となった交通死亡・重傷事故件数の約4分の3に自転車利用者側に何らかの法令違反が認められます。令和6年には道路交通法が改正され、同年11月から自転車運転中の携帯電話使用等（以下「ながら運転」という。）に対する罰則が強化され、酒気帯び運転が罰則の対象とされたほか、令和8年4月から自転車に対する交通反則通告制度が適用されることとなりました。これを踏まえ、自転車の悪質・危険な違反に対しては厳正な取締り

を推進するとともに、官民が連携し、ライフステージに応じた交通安全教育の充実を図り、自転車の基本的なルールの周知徹底を図る必要があります。

(4) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

後部座席におけるシートベルトの着用率とチャイルドシートの使用率はいずれも5割を超えていますが、自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用率が低いことから、指導・広報・啓発活動をより積極的に展開するとともに、交通安全教育を一層推進し、全座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底が必要です。

(5) 危険運転の根絶

県内で依然として発生している飲酒運転による事故を始め、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故につながる「あおり運転」や高速道路における「逆走」について、積極的な広報・啓発活動を展開することにより、運転者に危険性・責任の重大性を認識させるとともに、家庭・地域・職場等において悪質・危険な運転を根絶する気運の高揚を図る必要があります。

2 その他の分野別課題

交通事故による死傷者数を減少させるとともに、交通事故そのものを減少させ「安心して歩ける、安心して走れる新潟県・糸魚川市」を目指し、次の分野別施策を推進します。

- (1) 道路交通環境の整備
- (2) 交通安全思想の普及徹底
- (3) 道路交通秩序の維持
- (4) 救助・救急活動の充実
- (5) 交通事故被害者対策の推進
- (6) 踏切道の安全に関する施策

※ 分野別施策は、22ページからの第5章に掲載

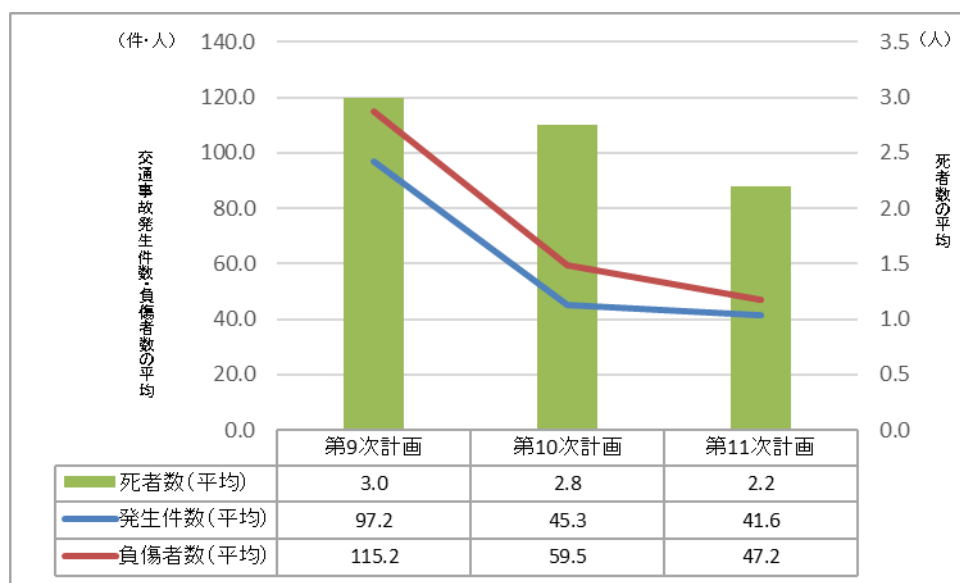
3 計画の数値目標の設定

【数値目標】

令和 7 年12月末（実績値）			令和12年12月末	
交通事故 死者数	3 件		交通事故 死者数	0 件

第11次計画では、令和 7 年までに交通事故死者数をゼロにすることを目標に各種交通安全施策を推進してきましたが、残念ながら令和 7 年は 3 件の死亡事故が発生し、目標を達成できませんでした。

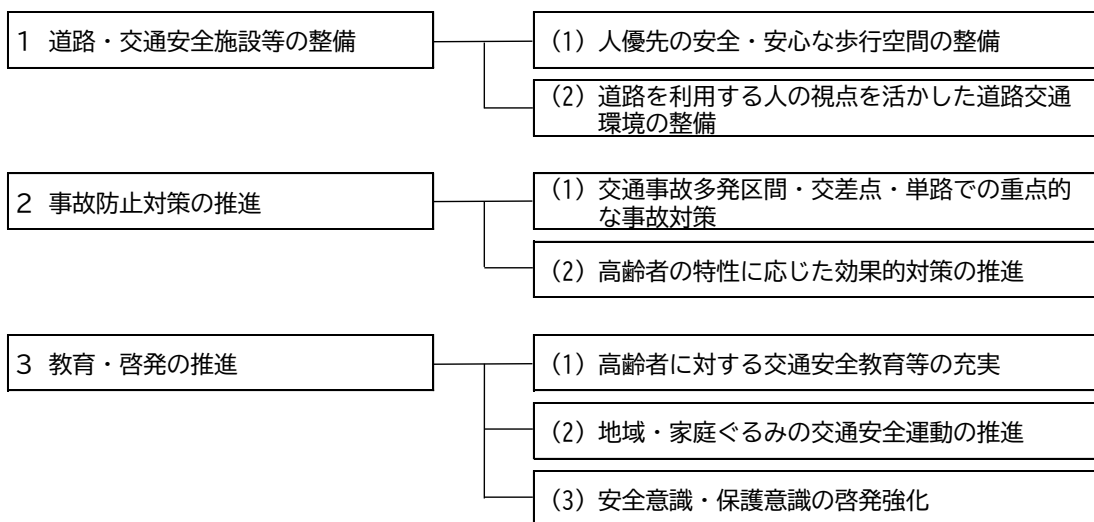
計画の推移では、死者数・発生件数・負傷者数は減少傾向にあり、今後も交通事故の総量減少の定着化を図るため、関係機関・地域等と連携して次章からの施策を着実に推進し、第12次計画終了時において「交通事故死者数ゼロ」とすることを目標とします。



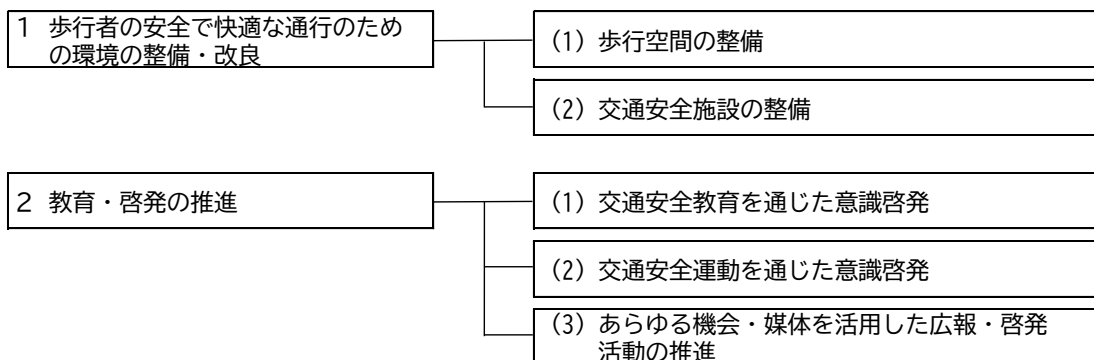
（資料：糸魚川警察署）

第4章 講じようとする重点施策

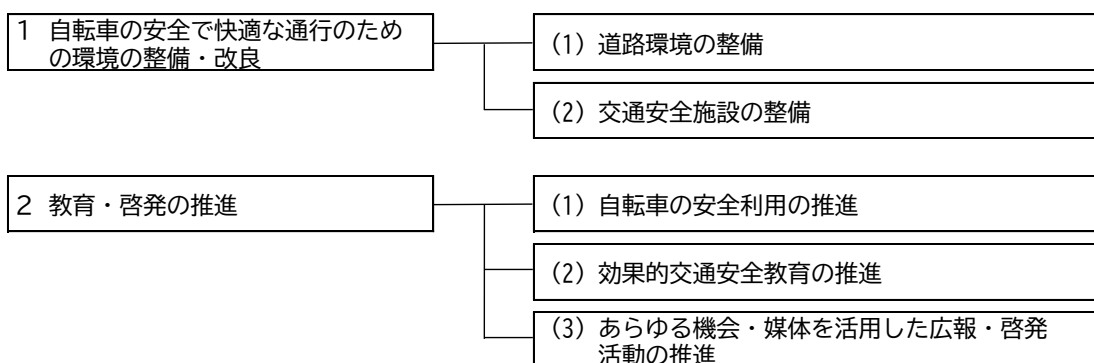
第1節 高齢者の交通事故防止



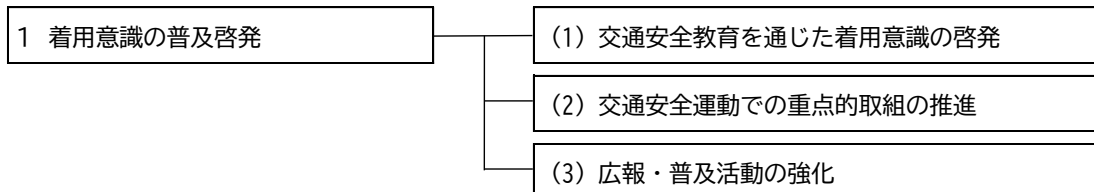
第2節 歩行者の安全確保



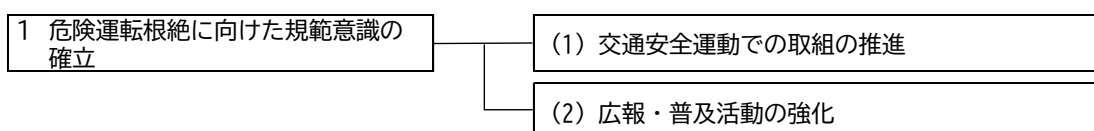
第3節 自転車の安全対策の推進



第4節 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底



第5節 危険運転の根絶



第1節 高齢者の交通事故防止

1 道路・交通安全施設等の整備

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 歩行空間のバリアフリー化の推進

- ・交通バリアフリー法に基づき、市が基本構想を策定した旅客施設（特定旅客施設）周辺の重点整備地区においては、誰もが安全に移動できるようにするため、音響式信号機や大型標識等を整備するなど、主要な道路のバリアフリー化を図ります。

イ 高齢者が安心して通行できるバリアフリー化された歩行空間の整備

- ・高齢者の利用が多い公共的施設（官公庁、公共交通機関の施設等）周辺の歩道などについては、バリアフリーに対応した歩行空間の整備を推進します。

(2) 道路を利用する人の視点を活かした道路交通環境の整備

- ・地域住民の主体的な参加のもとに、交通安全施設等の点検を実施し、道路交通環境の整備を図ります。

2 事故防止対策の推進

(1) 交通事故多発区間・交差点・単路での重点的な事故対策

- ・幹線道路での死傷事故が多発している交差点・単路については、地域及び道路管理者等と連携し、事故発生要因に即した事故抑止対策を図ります。
- ・高速道路における逆走事案の約7割が65歳以上の高齢ドライバー※3であることから、逆走に対する意識向上を図るとともに、物理的・視覚的対策を図ります。
- ・高齢の歩行者や自転車利用者に対しては、保護誘導や街頭指導を実施します。

(2) 高齢者の特性に応じた効果的対策の推進

- ・高齢者が関与する交通事故の分析結果を踏まえ、総合的な交通事故防止対策を関係機関・団体と連携して推進します。
- ・関係機関と連携し、運転免許証を返納しやすい環境の整備に努めます。
- ・高齢者による道路横断など歩行中の事故防止を図るための施策を推進します。

※3 R7.6.25 国交省第8回「高速道路での逆走対策に関する有識者委員会」配布資料から

3 教育・啓発の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育等の充実

- ・ 高齢者の交通安全教室等において、安全利用や交通マナー向上のための実践型教育を推進します。
- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動（危険回避のための安全確認等）に及ぼす影響等について、高齢者自身が理解を深めるため、ビデオ等の交通安全教育資機材を活用し、参加・体験・実践型の安全教育の推進を図ります。
- ・ 交通安全に対する意識の高揚を図る「いきいきクラブチャレンジ100」※₄等の県民運動への参加を促進します。
- ・ 交通安全協会等と連携し、反射材の活用促進に取り組みます。
- ・ 広報紙や交通安全教室等において、高齢ドライバーに対して加齢に伴う身体機能の変化の自覚等を促し、安全で余裕を持った運転の普及啓発に努めます。

(2) 地域・家庭ぐるみの交通安全運動の推進

- ・ 交通安全教室や啓発活動を通じて、地域・家庭ぐるみで高齢者の事故防止を図ります。

(3) 安全意識・保護意識の啓発強化

- ・ ライト早め点灯運動等を推進します。
- ・ 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けた車両に対する保護意識の醸成を図ります。
- ・ 高齢者自身の安全意識と高齢者への保護意識を強化するための広報啓発活動を行います。
- ・ ペダルの踏み間違いなど、運転操作ミス等に起因する高齢ドライバーによる事故が発生していることや、運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進を推進します。

※4 県が行う、100日間交通事故にあわない・起こさないを実践する、県民参加型の交通安全運動

第2節 歩行者の安全確保

1 歩行者の安全で快適な通行のための環境の整備・改良

(1) 歩行空間の整備

- ・警察や関係機関等と連携し、歩行空間のバリアフリー化や歩行者と車両の交通実態に適した交通規制を実施し、歩行者が安全・安心に利用できる道路環境づくりを進めます。
- ・人優先の考えの下、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路、通学路、生活道路及び市街地の幹線道路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備を始め、安全・安心な歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進します。

(2) 交通安全施設の整備

- ・交通死亡事故等が発生した箇所のうち、走行速度の抑制等の対策が必要な箇所については、道路管理者及び関係機関・団体等と連携し、必要な施設整備を行うなど、事故の再発防止を図ります。
- ・地域や関係団体と協議し、交通環境の実態に即した道路標識の設置・見直しなど改善を図ります。

2 教育・啓発の推進

(1) 交通安全教育を通じた意識啓発

ア 各世代に対する交通安全教室等での教育

- ・歩行者が安全に道路を通行するための技能及び知識を習得し、その必要性を理解できるようにするため、各年齢層の特徴を捉えた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施します。
- ・高齢者の利用が多い電動カート（シニアカー）は歩行者扱いとなることから、安全利用に向けた交通安全教育の促進に努めるとともに、販売業者の協力を得て、購入時に正しい利用方法の周知を図ります。
- ・普段、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等については、対象者が集まる場所での出前・出張型の交通安全教育を積極的に実施します。

イ 学校等における交通安全教育

- ・横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことに加え、信号機のない場所で横断するときには手を上げるなど、横断する意思を明確に伝える必要があること、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促す交通安全教育等を推進します。

(2) 交通安全運動を通じた意識啓発

- ・糸魚川市交通安全対策会議をはじめ、関係機関・交通安全協会等と相互に連携し、交通安全運動を通じた安全速度の励行等の意識啓発を図ります。

(3) あらゆる機会・媒体を活用した広報・啓発活動の推進

- ・走行速度と停止距離の関係について、あらゆる機会・媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、安全速度の定着化を図ります。
- ・歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて車両の最高速度を時速30キロメートルの速度規制とする「ゾーン30」制度の周知を図ります。
- ・横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図ります。
- ・特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについては、販売事業者において適切な交通安全教育が行われるよう働きかけるとともに、利用者にはきちんと交通ルールを知った上で利用するよう周知を図ります。

第3節 自転車の安全対策の推進

1 自転車の安全で快適な通行のための環境の整備・改良

(1) 道路環境の整備

- ・自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（令和6年6月、国土交通省・警察庁）を参考とし、自転車の通行を歩行者や自動車と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。

(2) 交通安全施設の整備

- ・駅周辺における駐輪場の適正管理を行い、放置自転車を解消し安全で快適な自転車通行空間を確保します。

2 教育・啓発の推進

(1) 自転車の安全利用の推進

- ・自転車利用者の事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」（令和4年11月、交通対策本部決定）を活用するとともに、令和8年4月から施行される自転車に対する交通反則通告制度

（いわゆる「青切符」）を踏まえ、基本的なルールの周知のほか、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する広報啓発を強化します。

- ・自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者になりうることから、車両としての交通ルール遵守について意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等の制度の周知を図ります。
- ・良好な自転車交通秩序実現のために、重大な事故につながるおそれがある危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反に対する指導取締りを強化します。

（2）効果的交通安全教育の推進

- ・自転車は、通勤・通学を始め、様々な目的で利用されていますが、交通ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図ります。
- ・小学校・中学校・高等学校等において、自転車運転時の事故防止等について指導します。特に自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解促進を図ります。また、スマートフォン等を使用しながらの自転車乗車及び歩行の危険性や、自転車の歩道通行時等におけるルール・マナーの徹底について周知するとともに、警察署による巡回時においても指導します。
- ・高等学校においては、二輪車及び自動車免許の取得が可能になることから、安全走行及び交通法規遵守の徹底を図るよう指導します。
- ・家庭においても交通ルールやマナーについて話し合いが行われるよう指導します。

（3）あらゆる機会・媒体を活用した広報・啓発活動の推進

- ・幼児・児童のヘルメット着用の徹底を図るほか、高齢者や中学生・高校生等の自転車利用者に対しても着用を促進します。
- ・生活道路においては、高齢者、障害のある人を含むすべての歩行者が安全で安心して通行できるよう交通マナーの周知を図ります。

第4節 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

1 着用意識の普及啓発

（1）交通安全教育を通じた着用意識の啓発

- ・各年齢階層に対するシートベルト着用意識の醸成を図ります。
- ・交通安全意識を向上させ、交通マナーを身につけるため、成長過程に合わせた生涯にわたる交通安全教育を推進します。

- ・交通安全教室や学校等におけるシートベルト着用の指導・啓発を図ります。
 - ・幼児の保護者や孫を持つ高齢ドライバーに対するチャイルドシート着用の意識啓発を図ります。
- (2) 交通安全運動での重点的取組の推進
- ・交通安全運動期間等において、シートベルト着用の徹底に関する啓発を図ります。
 - ・運転席、助手席だけでなく後部座席についても、シートベルト着用の徹底を図ります。
- (3) 広報・普及活動の強化
- ア 効果的な広報の実施
- ・自動車乗車中の事故において、シートベルト非着用による死者が高い割合を占めていること等を踏まえ、シートベルトの着用効果や正しい着用方法について理解を深めてもらうため、広報・普及活動等の強化を図ります。
 - ・家庭、学校、地域、関係機関・交通安全協会等団体を通じた普及活動の推進を図ります。
- イ 後部座席等のシートベルト着用の推進
- ・後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、自分自身の大きな被害、車外放出、前席同乗者への加害等の危険性があるため、後部座席を含めたシートベルト着用の推進を図ります。
- ウ チャイルドシート使用の推進
- ・チャイルドシートの使用効果や着用方法について、広報紙等での啓発・指導を推進します。
 - ・乳幼児の交通安全を図るため、チャイルドシートのリユースによる譲渡を推進します。

第5節 危険運転の根絶

1 危険運転根絶に向けた規範意識の確立

- (1) 交通安全運動での取組の推進
- ・各季の交通安全運動において、飲酒運転による事故を始め、スマートフォン画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故につながる「あおり運転」や高速道路における「逆走」などの危険運転の根絶について呼びかけるとともに、交通安全教室等の開催により、危険運転による事故の実態を周知し、危険性について理解を深めてもらい規範意識の確立を図ります。

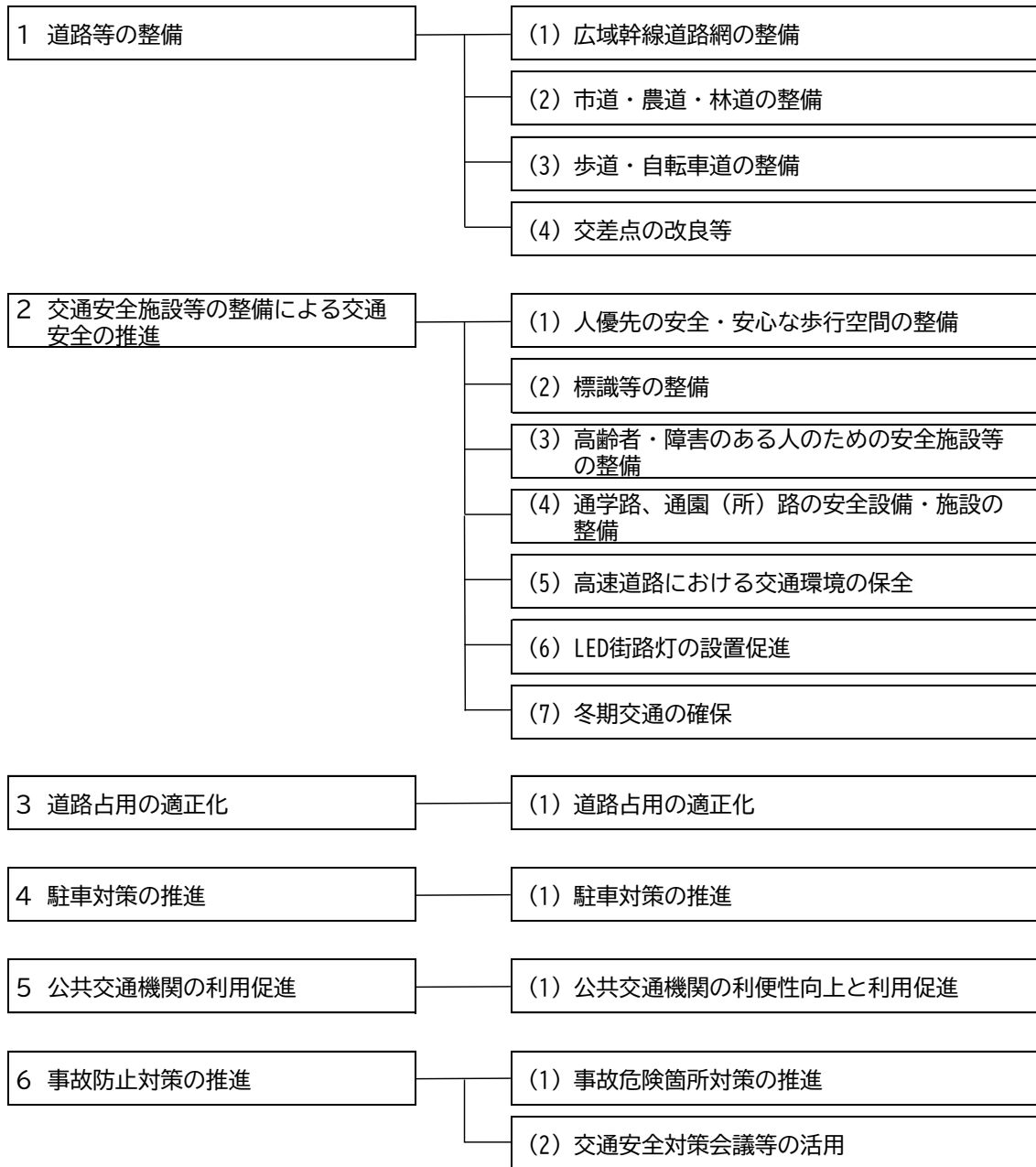
(2) 広報・普及活動の強化

- ・ 飲酒運転等の危険性について理解を深めるため、あらゆる機会・媒体を活用した広報・啓発活動を推進します。
- ・ 関係機関・交通安全協会等と相互に連携し、家庭、学校、職場、地域等と一体となった飲酒運転等の危険性や実態、ハンドルキーパー運動※5の普及啓発等の広報を積極的に推進します。
- ・ あおり運転や駐車中の当て逃げなどの発生抑止効果があるドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する車載機器の普及啓発活動を推進します。

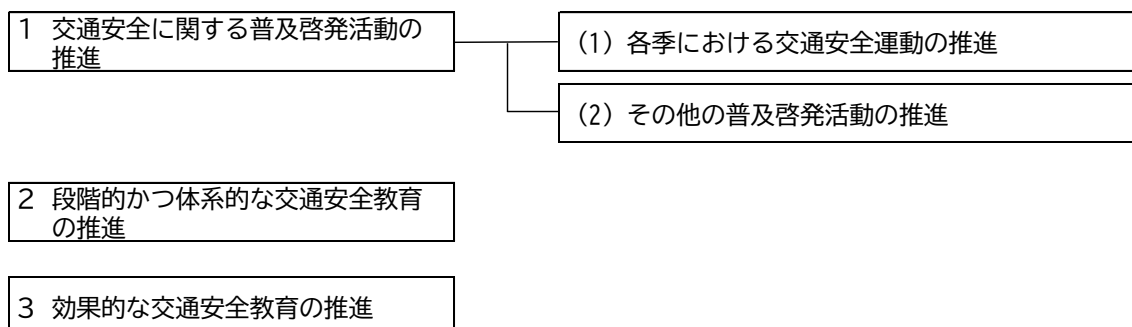
※5 自動車で飲食店に行き飲酒する場合、飲まない人（ハンドルキーパー）を決めると
いう、飲酒運転事故の防止を目的とした運動

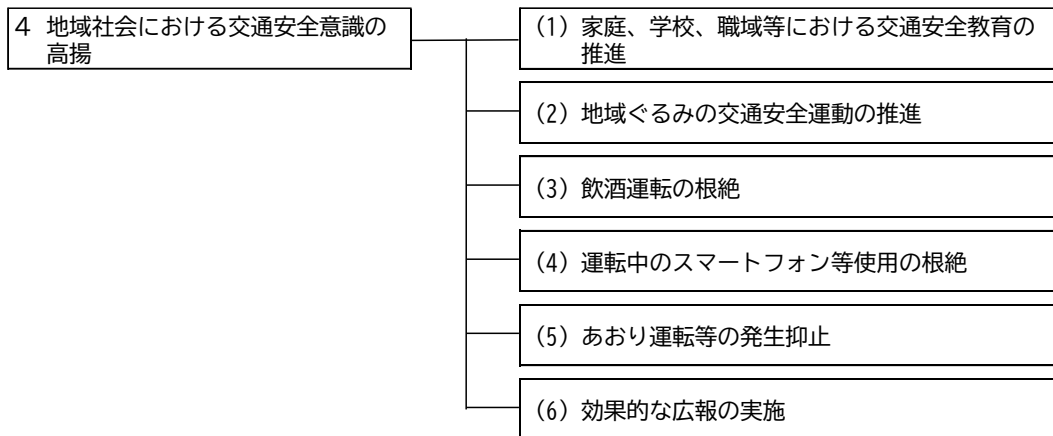
第5章 講じようとする分野別施策

第1節 道路交通環境の整備

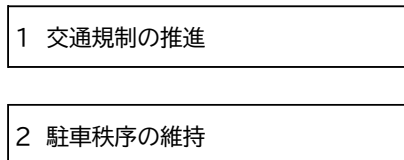


第2節 交通安全思想の普及徹底

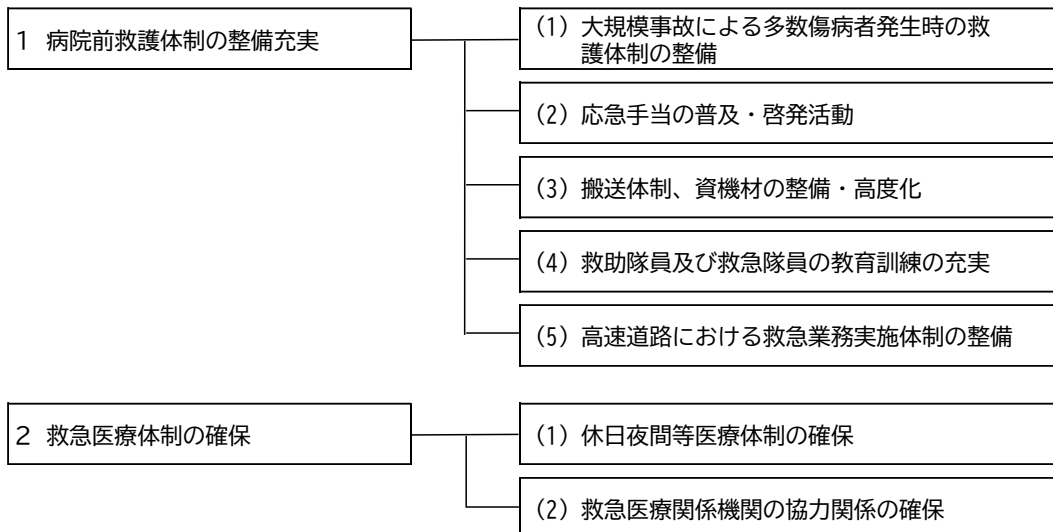




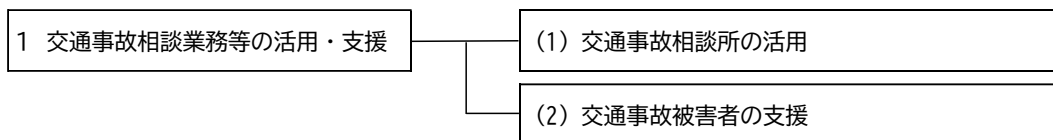
第3節 道路交通秩序の維持



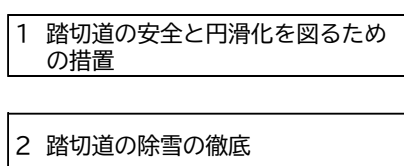
第4節 救護体制の充実



第5節 交通事故被害者対策の推進



第6節 踏切道の安全に関する施策



第1節 道路交通環境の整備

1 道路等の整備

(1) 広域幹線道路網の整備

- ・国道8号糸魚川東バイパス及び親不知道路※6の早期整備を促進し、市街地や交通結節点における慢性的な交通混雑と沿線住環境の改善、各種通行規制の解消による交通の円滑化を図ります。
- ・国道148号及び地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備を促進し、道路の適切な機能分担による交通円滑化や災害に強く安全な道づくりを推進します。
- ・県道と地区間道及び国道の連絡強化を図るため、道路改良及び交通安全施設等の整備促進を図ります。

(2) 市道・農道・林道の整備

- ・交通安全施設や防災施設の充実、バリアフリーを考慮した生活道路、観光関連道路の整備を推進します。

(3) 歩道・自転車道の整備

ア 歩行者のための道路空間の整備

- ・通学路等の歩行者の安全を確保する必要がある区間について、歩道等の整備を図ります。

イ 自転車の安全な通行の確保

- ・歩行者及び自転車の安全な通行を確保する必要がある区間について、適正な整備を図ります。

(4) 交差点の改良等

ア 適正な道路標示

- ・横断歩道や停止線等、交通状況に即した対策を図ります。

イ 交差点の改良

- ・交通事故の防止と交通渋滞を緩和するため、道路の新設・改良において、交通状況に即した対策を図ります。

2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ・歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、信号機のLED化や待機時間表示などの高度化等、交通安全施設の整備を推進します。
- ・自動車と歩行者の交通事故を抑止するため、令和8年9月から生活道路における法定速度が時速30 km/hに引き下げられることに関する広報啓発等を実施し、生活道路における交通安全対策を推進します。

※6 外波から市振に至る区間で、新たな別ルートによる抜本対策として整備する道路(R2事業化)

(2) 標識等の整備

- ・見やすく分かりやすい道路標識の整備を図ります。

(3) 高齢者・障害のある人のための安全施設等の整備

- ・高齢者や障害のある人等の日常生活及び社会生活の安全確保のため、歩行空間のバリアフリー化や交通安全施設等の整備を図ります。

(4) 通学路、通園（所）路の安全設備・施設の整備

- ・道路の新設・改良等において、利用の実態に即した信号機の設置や横断歩道等の交通規制を図ります。

(5) 高速道路における交通環境の保全

- ・高速道路利用者に対し、道路管理者は安全で円滑な交通を確保するための情報提供を図ります。
- ・逆走による重大事故発生箇所や逆走が複数回発生した箇所、構造上逆走が発生しやすい箇所において、物理的・視覚的対策を講じることで逆走車両へ注意喚起を行います。

(6) LED街路灯の設置促進

- ・夜間の歩行者の安全を確保するため、市の補助金制度を継続し、地区のLED街路灯設置を促進します。

(7) 冬期交通の確保

- ・道路除雪計画書に基づき、歩行者の安全な交通確保に努めます。
- ・除雪機械及び消融雪施設の適正な更新、維持管理を図ります。
- ・大雪などの異常降雪時においては、関係機関と連携を図り、迅速かつ体系的な交通確保に努めます。

3 道路占用の適正化

(1) 道路占用の適正化

- ・道路の占用許可にあたっては、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件の維持管理の適正化を図ります。
- ・道路管理者は、交通や通行に支障を与える不法占用物件等については、その排除に努め、交通の安全確保を図ります。

4 駐車対策の推進

(1) 駐車対策の推進

- ・中心市街地では、道路の利用形態に応じた駐（停）車禁止規制の見直しを図ります。
- ・警察と連携し、悪質で危険性・迷惑性の高い違法駐車を重点的に取り

締まるなど、安全で円滑な道路交通の確保を図ります。

5 公共交通機関の利用促進

(1) 公共交通機関の利便性向上と利用促進

- ・都市間や市域の公共交通の利便性を保持するため、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン及びＪＲ大糸線の利用促進を図ります。
- ・路線バスやコミュニティバスなどの交通手段を組み合わせるなど、利用しやすい運行体系等の検討を進め、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。

6 事故防止対策の推進

(1) 事故危険箇所対策の推進

- ・交通安全協会や警察等と連携し、事故危険箇所の調査等を適宜実施します。
- ・交通安全施設の整備に関する地区要望等については、交通安全協会、警察、道路管理者との現地調査に基づき、道路管理者が実施する整備に速やかに反映されるよう努めます。

(2) 交通安全対策会議等の活用

- ・重大事故等の発生や緊急に交通安全施策を講ずる必要が生じた場合は、市交通安全対策会議を開催し、交通事故防止策を講じます。

第２節 交通安全思想の普及徹底

1 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 各季における交通安全運動の推進

- ・春、夏、秋、年末の交通安全運動を中心に、地域住民並びに関係機関・団体が一体となった街頭指導や巡回広報活動等を実施します。
- ・交通安全思想の普及啓発を図るため、関係機関・団体との連携による交通安全イベント等を推進します。

(2) その他の普及啓発活動の推進

- ・妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶する機運の高揚を図ります。
- ・関係機関や団体が実施する、交通安全功労者や優良運転者等の表彰事業をととして、交通安全意識の高揚を図ります。

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ・人命尊重の理念のもとに、交通安全のルールを理解し、交通安全のための行動を習慣づけるため、幼児から高齢者に至る各段階において、体系的な交通安全教育と普及啓発活動を促進します。

3 効果的な交通安全教育の推進

- ・地区や学校等が開催する交通安全教室や交通安全講習会においては、講義・実技・演習を通じ、児童生徒への交通安全教育の徹底を図ります。
- ・交通安全指導員を対象に研修会を実施するなど、指導員の資質向上を図ります。

4 地域社会における交通安全意識の高揚

(1) 家庭、学校、職域等における交通安全教育の推進

- ・家庭、学校、地域、職域等において、それぞれの特性を生かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動が推進されるよう指導・啓発します。
- ・参加、体験、実践型の教育方法を積極的に取り入れ、特に保育園（所）・幼稚園・学校・老人クラブ等を中心に、事故実態を踏まえた交通安全教育を推進します。
- ・交通安全協会等が主催する事業への協力などにより、その主体的な活動を支援します。

(2) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

ア 参加型の交通安全運動の充実

- ・交通安全意識の高揚と交通安全の習慣づけを図るため、ドライバーを対象とした100日間無事故・無違反を目標とする県民運動の取組を促進します。

イ シートベルト・チャイルドシート着用の普及

- ・交通安全運動期間等において、シートベルトの着用を運転席、助手席だけでなく、後部座席についても徹底を図ります。

ウ 民間及び交通ボランティアの参加促進

- ・地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの交通安全活動への参加の促進を図ります。
- ・参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催により、誰もが交通事故の被害者・加害者になる可能性があること、また、交通ルールを正しく理解し、危険を予測しながら運転するなど、リスクを減らすことで

重大事故の防止につながるなど、市民に分かりやすい交通安全活動を促進します。

(3) 飲酒運転の根絶

- ・ 飲酒運転を根絶するため、広報啓発活動を強化し、「飲酒運転は絶対しない、させない」という意識を醸成します。
- ・ 飲食店等に対し関係団体等を通じて、飲酒運転防止の協力を要請します。
- ・ 関係機関と協力し、飲酒運転に対する指導・取締りを警察へ要望するなど、飲酒運転による事故防止を図ります。

(4) 運転中のスマートフォン等使用の根絶

- ・ スマートフォン等を使用しながらの運転は、重大事故につながるため、広報啓発等により危険性を周知し、「運転中のスマートフォン等の使用は絶対にしない」という意識を醸成します。

(5) あおり運転等の発生抑止

- ・ あおり運転や駐車中の当て逃げなどの発生抑止のため、ドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する車載機器の活用を呼びかけます。

(6) 効果的な広報の実施

- ・ 広報やインターネット等の媒体を活用し、交通事故等の実態を踏まえた広報啓発を重点的に実施します。
- ・ 関係機関・団体の交通安全に関する広報活動を支援するため、資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道関係の理解と協力を求め、市民全体の交通安全意識の醸成を図ります。

第3節 道路交通秩序の維持

1 交通規制の推進

- ・ 安全で機能的な交通を確保するため、交通の実態や地域の特性に応じた交通規制を実施します。
- ・ 幹線道路については、道路の構造、道路環境、交通状況等を勘案しつつ、適正な速度規制や見直し等を実施し、その適正化を図ります。
- ・ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティについては、安全利用のための交通ルールの周知徹底を図るとともに、悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを強化します。

2 駐車秩序の維持

- ・悪質で危険性・迷惑性の高い違法駐車を重点的に取り締まる等、駐車の実態や住民の要望を踏まえ、関係機関・団体と連携を図り、駐車秩序の維持を図ります。

第4節 救護体制の充実

1 病院前救護体制の整備充実

(1) 大規模事故による多数傷病者発生時の救護体制の整備

- ・大規模事故等、多数の傷病者が発生する大事故に対応するため、医療機関、消防機関、県・市担当部局等の協力体制の整備及び救護訓練の実施等により、地域における災害等発生時の救護体制の整備を図ります。

(2) 応急手当の普及・啓発活動

- ・現場におけるバイスタンダー※7による応急手当の実施により、救命率の向上や予後の改善が期待できることから、AEDの使用も含めた応急手当について、普及啓発活動を推進するとともに、応急手当指導員等の養成を図ります。

(3) 搬送体制、資機材の整備・高度化

- ア 救急搬送におけるドクターヘリ及び県消防防災ヘリコプターの活用
 - ・ヘリコプターの活用が、交通事故による重症患者の救命や予後改善に大変有効であることから、積極的に活用します。

- イ 救助・救急施設の整備更新の推進

- ・消防機関は、救助工作車、高規格救急車、救助資機材、救急資機材の計画的な整備更新を図ります。

(4) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

- ・複雑多様化する救助・救急事案に対応するため、救助隊員及び救急隊員の知識・技能等の向上を図ります。

(5) 高速道路における救急業務実施体制の整備

- ・本市と東日本高速道路株式会社は、消防法の規定に基づき、相協力して適切かつ効率的な人命救護を図ります。
- ・本市と東日本高速道路株式会社は、通信連絡体制等の充実を図る等、相互の連携を強化し、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等を図ります。
- ・東日本高速道路株式会社は、インターチェンジ所在市である本市に財政措置を講じ、本市における救急業務実施体制の整備を推進します。

※7 救急の現場に居合わせた人

2 救急医療体制の確保

(1) 休日夜間等医療体制の確保

- ・糸魚川市医師会、救急病院の協力のもとに、救急医療体制の確保、充実に図ります。

(2) 救急医療関係機関の協力関係の確保

- ・救急患者を医療施設へ迅速かつ円滑に収容するため、医療機関、消防・警察等の関係機関における緊密な連携と協力関係の確保を図ります。

第5節 交通事故被害者対策の推進

1 交通事故相談業務等の活用・支援

(1) 交通事故相談所の活用

- ・交通事故の被害者に、県の交通事故相談所を紹介するなど、交通事故相談活動の周知徹底を図ります。

(2) 交通事故被害者の支援

- ・新潟県交通災害共済制度の周知徹底と加入の促進を図ります。
- ・新潟県交通遺児基金や自動車事故対策センターが行う被害者救済対策等の周知を図ります。

第6節 踏切道の安全に関する施策

1 踏切道の安全と円滑化を図るための措置

- ・踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、施設管理者は自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等、緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を行います。

2 踏切道の除雪の徹底

- ・施設管理者は、冬期間の降積雪時は除排雪等を適切に実施し、踏切道の交通安全対策を図ります。

参 考 資 料

- ・ 交通安全対策基本法（抜粋）
- ・ 糸魚川市交通安全条例
- ・ 糸魚川市交通安全条例施行規則
- ・ 糸魚川市交通安全対策会議委員名簿

交通安全対策基本法（抜粋）

昭和45年6月1日
法律第110号

（市町村交通安全対策会議）

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第4項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第2項及び第5項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

○糸魚川市交通安全条例

平成17年 3 月19日 条例第159号

改正

令和元年12月20日 条例第41号

糸魚川市交通安全条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における交通安全施策の推進を図り、もって市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、市民の交通安全意識の高揚と交通安全確保のため、啓発活動、道路環境整備等の総合的な交通安全施策の実施に努めるものとする。

2 前項の交通安全施策の計画及び実施に当たっては、警察署、道路管理者その他の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、自らの責任で生命、身体及び財産を守り、交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全施策に協力するものとする。

(交通安全対策会議)

第 4 条 市長は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第 1 項の規定に基づき、糸魚川市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 糸魚川市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、市長をもって充て、委員の定数は、15人以内とする。

(道路交通環境の確保等)

第5条 市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設等を整備し、良好な道路交通環境の確保に努めるとともに、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市長は、市民の交通安全意識の向上を図るため、年齢、地域等の実情に応じた交通安全教育活動を実施するものとする。

(情報の提供)

第7条 市長は、市民に対し、交通安全に関する広報啓発活動及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の糸魚川市交通安全条例（平成10年糸魚川市条例第33号）、能生町交通安全条例（平成10年能生町条例第18号）又は青海町交通安全条例（平成10年青海町条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年12月20日条例第41号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○糸魚川市交通安全条例施行規則

平成17年 3 月19日規則第155号

糸魚川市交通安全条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸魚川市交通安全条例（平成17年糸魚川市条例第159号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通安全対策会議)

第 2 条 条例第 4 条に規定する糸魚川市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の会長は、会務を総理する。

2 対策会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 国の関係行政機関の職員
- (2) 新潟県の知事部局の職員
- (3) 新潟県警察の警察官
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社の社員
- (5) えちごトキめき鉄道株式会社の社員
- (6) 東日本高速道路株式会社の社員
- (7) 市民のうち交通安全に識見を有する者
- (8) 市の教育長、消防署長その他職員

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 3 月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の糸魚川市交通安全条例施行規則（平成10年糸魚川市規則第48号）、能生町交通安全規則（平成10年能生町規則第12号）又は青海町交通安全条例施行規則（平成10年青海町規則第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規

定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年 3 月31日規則第23号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 8 月 1 日規則第60号）

この規則は、平成18年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 2 月26日規則第10号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 1 月30日規則第 1 号）

この規則は、平成27年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月20日規則第47号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度 糸魚川市交通安全対策会議委員名簿

	会 長	久保田 郁夫	市長	糸魚川市
糸魚川市交通安全条例施行規則第二条第二項関係	1号委員	坂内 幸介	所長	国土交通省高田河川国道事務所糸魚川国道維持出張所
	2号委員	吉田 仁史	部長	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部
	3号委員	大滝 智洋	署長	新潟県警察糸魚川警察署
	4号委員	湯上 勝弘	大糸線 担当部長	西日本旅客鉄道株式会社北陸広域鉄道部
	5号委員	佐藤 郁彦	部長	えちごトキめき鉄道株式会社設備部
	6号委員	臼井 直也	所長	東日本高速道路株式会社新潟支社上越管理事務所
	7号委員	後藤 幸洋	会長	一般財団法人糸魚川地区交通安全協会
		比護 泰子	部長	一般財団法人糸魚川地区交通安全協会女性部
	8号委員	靄本 修一	教育長	糸魚川市教育委員会
		武藤 悟	消防署長	糸魚川市消防署
		星野 剛正	課長	糸魚川市産業部農林水産課
		長崎 英昭	課長	糸魚川市産業部建設課
		小川 豊雄	課長	糸魚川市教育委員会事務局こども教育課
		陶山 智	局長	糸魚川市ガス水道局



第12次糸魚川市交通安全計画

令和8年3月

編集発行 糸魚川市市民部環境生活課

〒949-8501

糸魚川市一の宮1丁目2番5号

TEL 025-552-1511

FAX 025-552-1066
